

大船渡地区環境衛生組合議定会議録

令和 3 年 2 月 1 5 日招集

第 1 回 定 例 会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第1号

令和3年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月8日

大船渡地区環境衛生組合

管理者 大船渡市長 戸田 公明

記

- 1 期 日 令和3年2月15日（月）午後1時
- 2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和3年大船渡地区環境衛生組合議会

第1回定例会議事日程表

議事日程第1号

令和3年2月15日（月） 午後1時開議

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 議案第1号 令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて |

出席議員（9名）

議長	東 堅市 君	副議長	村上 薫 君
1 番	佐藤 優子 君	2 番	金子 正勝 君
3 番	森 亨 君	5 番	荻原 勝 君
6 番	船砥 英久 君	8 番	紀室 若男 君
10 番	熊谷 昭浩 君		

欠席議員（1名）

7 番 山本 和義 君

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	戸田 公明 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	志田 努 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	細谷 真実 君
事務局長		安居 清隆 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	下田 牧子 君
住田町町民生活課長	紺野 勝利 君

事務局出席者

書記	大友 崇志 君
書記	笹崎 大岳 君

午後1時00分開会

○議長（東堅市君） それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまから令和3年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は9名であります。欠席の通告は7番山本和義君であります。

ここで議事日程に入る前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から令和2年度定期監査結果及び令和2年度10月から12月分の一般会計と歳計外現金の例月出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。以上で諸報告を終わります。

○議長（東堅市君） それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（東堅市君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から6番船砥英久君、8番紀室若男君の両名を指名いたします。

○議長（東堅市君） 次に日程第3、議案第1号、令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについてを議題といたします。管理者の説明を求めます。管理者。

○管理者（戸田公明君） 令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算の審議に先立ちまして、組合運営の基本方針を申し述べさせていただきますので、議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

はじめに、我々の暮らしは、豊かな自然とそこから得られる恵みによって成り立っており、この快適な環境を後世に引き継ぐことは、今を生きる全ての者にとって義務であり、使命であります。昨今は、マイクロプラスチックによる海洋汚染など、廃棄物を取り巻く問題が地球規模に拡大、複雑化している中、ごみの排出を抑制するリデュース、物を再利用するリユース、ごみを再資源化するリサイクルに加えまして、ごみの発生を回避するリフューズとしてレジ袋の有料化やマイバック運動が行われるなど、この4Rの推進による循環型社会の構築に向けた取り組みの重要性が増してきております。

このような中、一般廃棄物処理の一翼を担う当組合におきましては、構成市町である大船渡市及び住田町の協力のもと、岩手県沿岸南部クリーンセンターとの連携により、家庭等から排出されるごみの収集及び適正処分に鋭意取り組んでいるところであります。

この結果、当組合における昨年度の可燃ごみ及び不燃ごみの総排出量は、ピーク時の平成 15 年度と比較しておよそ 30%減少しており、その主な理由としましては、管内人口の減少はもとより、ごみの減量化、再資源化に対する企業努力、住民一人ひとりの意識の向上があげられるものと受け止めております。

今後も引き続き構成市町等との連携により、多様化する諸課題への的確な対応に努め、一層のごみの減量化や分別、リサイクル等の適正処理を推進し、廃棄物行政に取り組んでまいります。

こうした観点に立ちまして、令和 3 年度一般会計予算について申し上げます。

ごみの収集等につきましては、現在、一部地域の可燃ごみを除き、民間事業者への業務委託により収集が行われております。引き続き組合が保有する人的、物的資源の効率的かつ効果的な活用を考慮したうえで、段階的に委託化を進めてまいります。

令和 3 年度は、可燃ごみ及び不燃ごみの収集業務等の契約を 3 年ごとに見直す時期にあたりますことから、引き続き安定した業務運営が行えるよう取り組んでまいります。

中間処理につきましては、収集及び持ち込みされたごみについて、分別とリサイクル処理を適切に行い、廃棄物の再資源化と最終処分量の低減に努めてまいります。

また、再利用や資源化できないごみについては、岩手沿岸南部クリーンセンターへ搬出し、計画的に処理してまいります。

住田町の大平地内に設置する一般廃棄物最終処分場につきましては、引き続き近隣地区の自然環境や生活環境に配慮しながら、岩手沿岸南部クリーンセンターで発生した溶融飛灰等の埋設処理を計画的に行ってまいります。

また、浸出水処理施設の維持管理に務め、安全な水の放流を保持するとともに、国の補助金を活用した原発事故由来の放射性物質による汚染状況のモニタリングに注視してまいります。

最後に職員等の安全管理につきましては、収集、中間処理、最終処分の各業務において危険を伴う作業も多いことから、日頃から研修の機会を確保するなど、職員の知識と資質の向上を図り、安全管理に努めてまいります。

また新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大状況下におきまして、廃棄物処理は医療と同様、住民生活、地域経済の安定確保に不可欠な業務として、広く社会に認識されてきているところであり、当組合におきましても、その責務を果たすため、感染防止を心がけながら関係機関及び団体と連携し、地域の環境保全に取り組んでまいりますので、議員各位並びに当組合管轄区域内の住民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、運営方針に係る具体的な施策につきましては、事務局長から説明をいただきますので、ご審議のうえご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私からは以上であります。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは私から、令和3年度における一般会計予算の具体的な内容についてご説明いたします。議案書の議案第1号をお開き願います。議案第1号、令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第211条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは別冊の令和3年度大船渡地区環境衛生組合予算書により説明させていただきます。1ページをお開き願います。令和3年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算。令和3年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億3,636万6,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページ目をお開き願います。第1表歳入歳出予算。歳入でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金2億1,651万6,000円。2款使用料及び手数料、1項手数料1,830万円。3款国庫支出金、1項国庫補助金39万6,000円。4款繰越金、1項繰越金1,000円。5款諸収入、1項組合預金利子1,000円。2項雑入115万2,000円。以上、歳入合計額を2億3,636万6,000円とするものでございます。

3ページ目をご覧ください。歳出でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1款議会費、1項議会費35万1,000円。2款総務費、1項総務管理費2,941万1,000円。2項監査委員費5万9,000円。3款衛生費、1項清掃費1億9,817万5,000円。4款公債費、1項公債費827万円。5款予備費、1項予備費10万円。以上、歳出合計額を2億3,636万6,000円とするものでございます。

4ページをお開き願います。第2表債務負担行為。事項、期間、限度額の順に申し上げます。可燃物収集業務、令和4年度から令和5年度まで1億572万8,000円。不燃物処理・粗大ごみ広域運搬業務、同じく令和4年度から令和5年度まで3,796万円。令和3年度を初年度とする向こう3年間における可燃物収集運搬業務と不燃物処理及び粗大ごみの広域運搬業務の委託契約を締結するにあたり、令和4年度及び令和5年度の2か年の債務負担行為について定めるものでございます。

次に予算に関する説明書でございます。6ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書でございます。1総括では先ほどの説明と重複する分は省略させていただきます。歳入の6款組合債につきましては、本年度予算の計上はございません。この歳入及び歳出合計額につきましては、前年度当初予算と比較いたしますと、前年度より4,819万3,000円の減となっております。前年度は煙突の解体撤去に係る費用として組合債6,300万円を計上しておりますことから、この分を控除した場合で比較してみますと、約1,500万円の増に転じているところであります。この1,500万円増となる要因といたしましては、先ほど債務負担行為で取り上げましたが、令和3年度は3か年契約とする可燃ごみ収集、不燃ごみ収集等の委託業務契約の更新時期にあたりますので、その委託事業費を前年度より約636万5,000円増額しているところであります。また、令和3年度末に予定される退職者1名に係る退職手当特別負担金の417万8,000円を追加したほか、施設設備の修繕料や各事業等の実績、実態にあわせ、計画的に予算の確保を行ったものでございます。

7ページをご覧ください。2歳入でございます。款、項、目、本年度の順に主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目分担金2億1,651万6,000円。内訳といたしまして、1節事務費分担金2億132万5,000円、2節建設費分担金1,519万1,000円でございます。なお、大船渡市及び住田町の分担金内訳といたしまして、本予算書の22ページ、23ページに掲載してございますので、積算根拠など参考にさせていただきたいと存じます。続きまして2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料1,830万円。廃棄物処理手数料でございます。一般家庭及び事業系の一般廃棄物を当組合クリーンセンターに直接持込みする際の手数料でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金39万6,000円。これは平成27年度から実施しております最終処分場の放流水の放射線物質測定に要する経費の補助金でございます。8ページをお開き願います。5款諸収入、2項1目雑入115万2,000円。資源古紙引渡料等でございます。ごみの減量化と資源再利用を目的に実施しております資源古紙回収事業により収集した資源古紙を廃棄物処理業者へ引き渡すことによる収入でございます。

次のページをご覧ください。3歳出でございます。款、項、目、本年度の順に主なものを申し上げます。1款1項1目議会費35万1,000円。議員報酬及び議会開催に係る費用弁償等でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,941万1,000円。主なものは職員の人件費でございます。お開きいただき10ページをご覧ください。2項1目監査委員費5万9,000円。委員報酬、月例監査等に係る費用弁償などでございます。次のページをご覧ください。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費1億9,817万5,000円。職員人件費のほか、7節報償費は報償金370万円。ごみの減量化や再資源利用を目的に、地域の子供会や町内会組織など登録した団体が新聞等の有価物の集団資源回収を行った際の奨励金となります。10節需用費のうち修繕料1,005万1,000円。中間処理施設や最終処分場施設、塵芥収集車両等に係る修

繕費用でございます。12 節委託料につきましては、上から 6 番目になりますが、可燃物収集 5,286 万 4,000 円、可燃ごみの収集運搬委託費用でございます。不燃物処理・粗大ごみ広域運搬 1,898 万円、不燃ごみの収集、粗大ごみ等の沿岸南部クリーンセンターへの運搬費用等に係る委託費用でございます。最終処分場水質検査 404 万 9,000 円、最終処分場放流水の水質検査委託費用でございます。木くず類処理 665 万 3,000 円、たんすなどの粗大ごみを廃棄処理する費用でございます。一般持込み受付 397 万円、作業補助員として受付、持込みした際の業務を民間委託しているものでございます。次のページをご覧ください。13 節使用料及び賃借料 297 万 1,000 円、施設用地の賃借料等でございます。4 款 1 項公債費、1 目元金 793 万 7,000 円。令和 2 年度に実施しております煙突解体撤去に係る起債の償還につきましては、令和 3 年度下半期以降始まりますので、公共施設等適正管理推進事業債として 350 万円を計上してございます。

お聞きいただきまして 14 ページ以降に給与費明細書等を載せてございますが、これらの説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第 1 号について質疑を許します。熊谷議員。

○10 番（熊谷昭浩君） 10 番熊谷であります。4 点ほど簡単に質問いたします。まず運営方針について管理者からお伺いしたいと思いますが、まずその中でですね、1 点は今年の 10 月ですかね、委託をお願いしていた会社の作業員の方が、越喜来地区で停車中の収集車に轢かれるという、たいへん傷ましい辛い事故がございましたが、亡くなられた方に対してはご冥福をお祈り申し上げるところでございますが、二度とこういった事故を繰り返してはいけないという中で、委託先の会社がですね、それなりにきっちり安全点検しながら事故のないようにするというのが大前提であります。しかしながら委託をしている当組合もですね、この要旨にあるとおり、来年度についても、こういった事故がないようにですね、あらゆる危険を伴う作業に対して、安全管理を徹底をしていくようにしていきますという研修会等の機会を得ながらということの考え方のようにありますが、そういった更なる安全管理を行っていくのか。その点まず 1 点。

あと 2 番目には、この下にもあります新型コロナウイルスの感染症に対する拡大の対応ですが、以前保健所等々で大船渡地区のクリーンセンターの方から、新型コロナウイルスの感染症対策の場合のごみ出しの仕方ということで、周知を市民、町民の方々に行っているようではありますが、当大船渡市内に限ってはですね、コロナウイルスが拡大をしてきているということで、このごみの収集、出し方もたいへん感染拡大の危険があるというふうにとらえているところでありまして、そういったごみ出しの仕方がですね、きっちり周知がされているのか。あるいはまだまだいろいろな問題があって、更に来年度にはですね、きちんとまたこういった方策をもって対策をしてい

くということなのか。そういった部分を現状とですね、今後の感染拡大に向けた対策を伺いたいというふうに思います。

あと3点目はですね、これは3点目4点目はですね、これから来年度中にはいろいろと調査検討が進められるということで、すぐ答えを出せということではなくて、いわゆる問題、課題を我々のこのごみの事業に対して、こういった問題がありますよということで、お互いに調査検討をして対応していきましょうということでの質問でありますので、そういった中でご答弁をお願いしたいなというふうに思います。

その3点目の中身であります、たいへん高齢化が進んでまいりました。当市でも周りを見ますと、なかなか1人暮らし、2人暮らしが多くなってきて、ごみが収集場所、ステーションがあった中で、なかなかそのごみを持ち込むのさえですね、厳しくなってきた今日この頃でありまして、地域によってはそういった支援ということで、地域の方々がボランティアをしながら、その高齢者の方々にごみを集めて、そして持ち込みをするといった例も出てきたようではありますが、今後ステーションを増やす、あるいは例えば個別事情によってはそういう収集と言うか、そういった、いわば対応策があるというふうに思いますが、そういった点で今後ですね、将来的な、近い将来のそういった課題に対して、やはり組合もですね、何らかの考え方をもって事に当たっていく必要があるというふうに思いますが、現時点でのそういった考え方をですね、伺いたいと思います。

あと最後にもう1点目は、これもたいへん厳しい話になりますが、財政、財源がたいへん厳しい状況にあるということで、ごみの広域化、ごみ処理に関しても、やはり市民、町民の方々から、いわゆる有料化をしながら、財源対策も図る時期が近い将来出てくるというふうに私は思っているところでありまして、いわゆる近隣の市町村でも有料化をしているところもあります、いわゆる当地区管内でもそういった面でのいろんな研究をしながら、そして時期を見ながら、そういった対応策を図っていく必要があるというふうに思いますが、その点についても伺いたいと思います。以上、簡単に答弁をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（東堅市君）4点ほどありましたけれども、事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは4点のうち最初の安全管理の徹底についてであります。昨年10月に痛ましい死亡事故がございまして、その後ですね、早速ごみ処理につきましては、事業を止めることができないということで、各事業所、委託先の事業所を指導して歩きまして、次の日からすぐごみ収集は行うということでやっております。それでその安全管理対策につきましては、特にマニュアル化というのは、こちらでは出しておりませんでした、本年度がちょうどその委託のですね、3か年見直しの時期ということで、これから委託業者さんに説明会があります。その中で、やはりその話には触れまして、マニュアル、簡単なマニュアルにはなりますけれども、そういったマニュアルをですね、こちらの方で作成して出して徹底を図る。ただ、これは日常の業務の中でも当然必要なことですので、マニュアルを出しただけではなく

てですね、今回の事故を契機としまして、毎年ですね、講習会のような形を開いてですね、二度と事故が起きないようにしたいと考えております。

それから2点目ですが、新型コロナウイルス感染症対策の関係でございます。こちらは組合の方でも対応方針等につきましては当初から何回かですね、見直しを図りながら、市の対策本部のような7段階の度合いによりまして対策をしていかなければならないということで、場合によっては全体の事業の中でも一部は縮小しながらでも、この収集業務というのを続けなければならないと。先ほど市長、管理者の方からもお話しもありましたけれども、国の方といたしましては、このごみの業務につきましてはですね、なくてはならない、生活するうえでですね、国民が生活するうえで止められない業務と、そういった位置づけになっておりますので、いかなる状況になろうとも、ごみ収集は継続させるということでございます。それでごみの出し方についてなんですけれども、こちらは最初、緊急事態宣言のあたりにはですね、ホームページ、それから新聞等、マスコミ等にもご協力をいただきまして、ごみの出し方というのを住民の方にお知らせしているところでありまして。その後、気仙地区はほとんど出ていなかったということで、周知は図ってはいたんですが、その徹底と言いますか、度合いとしてですね、その取り組みがちょっと薄いかなど感じているところでありまして。そういった中で昨今、大船渡市の方で数例、感染が出てきたということで、改めてごみの出し方というのをですね、周知しなければということで考えておりました。それで先週ですか、保健所の方にですね、具体的にそういった感染したごみというんですか、そういったごみがどういった取扱いになるかということ掘り下げていきますと、感染した道具の中でもガーゼとかマスクというのは一般廃棄物にあたるということで、これらについては感染、そういった疑いがあるにせよ、ごみの収集というのは続けなければならないという中で収集はする。ただ、それが私たちの中では、どちらの方にそういった危険があるのかということ全体の中で絞り切れませんので、保健所の方に協力をいただいてですね、ごみの出し方については、そういった待機している方々がおられる地区を重点に、保健所の方でもごみ出しの周知の仕方についてはご指導いただければなということで、協力をお願いしております。また私たちの方でも同じくですね、前にもやってはいるんですが、引き続きですね、繰り返すことにはなりませんけれども、ごみの出し方をですね、指導して、広報等で指導していかなければならないと思っております。このコロナウイルスに関しましては24時間から72時間というごみの、菌のですね、細菌がですね、繁殖と言いますか、活動できる範囲になりますので、その辺を危険なごみということで、どれがどのように感染しているか分かりませんので、そういったごみがいつ、どこにあるかわからない状態と言うのをですね、気にしながらですね、普段から衛生管理は徹底していきたいと思っております。今後におきましても引き続き、これは地味ながらも、同じことの繰り返しでいくしかないのかなと思っておりますので、職員並びに委託業者の方にも国等の通知等ございました時には、早速ですね、その通知を流してですね、危険が出ないような形で進めていき

たいと思っております。

それから3点目のですね、ごみの課題でございます。高齢者支援につきましては、組合の方でも粗大ごみの収集というのをですね、高齢者又は身障者の方々の世帯、ある程度一定の条件を、例えば車がないとかですね、そういった条件を付しました中で、組合の職員がその自宅まで回収に行くということをしてしております。こちらにつきましては、ステーションとは別な話にはなるんですけども、引き続き需要があるということで、年間に大体10件から15件ぐらい、そういった申込みがございまして、たんす等ですね、ベットとか、そういった布団類ですね、そういうものを集めております。このごみステーションにつきましては、管内では800、900ぐらい。具体的な数字を出せなくて申し訳ないんですが、800、900ぐらいのステーションがあります。その中で一部をですね、委託して一部は直営でやっているということで、このごみステーションの数とですね、その移動距離を踏まえて委託料とかを決めておまして、どんどん増やすということはなかなか厳しいのかなと。この財政状況の中では、作るステーションもあれば、なくすステーションも出てくると。そういった中でですね、各人口が減ってきている中で、当初はごみステーションの利用者が多かったところもあります。ただ、2世帯3世帯しかないステーションもございまして、そういった方々のいるところというのは、やっぱり高齢者の方が利用されているということで、なかなかそのステーションを減らすと言いますか、不便をさせるということは、なかなか決断できないのが現状であります。そういった中で各ステーションは地域の方で設置していただくということになっておりますので、仮設なり高台移転等の移動がありましたので、そういった観点からいけば必要な場所で便利な場所と言うんですか、そういったところも見直ししていかなければなと思っております。先ほど民間、大船渡で言えば助け合い協議会のようなところでですね、暮れあたりとかですね、活動が見えてきましたので、そういった意味では関係市町と連携をとりながら、組合として協力、取り組めることがあればと思っております。それから、財源の厳しいというところのごみの処理の関係でございますけれども、こちらはごみ処理の効率化というのですね、今、焼却関係の方は釜石の方でやっております。当施設も昭和にできましたが、今はごみ中継施設としてやっております。ほとんどの施設が施設の中の機器も大分古くなってきて、予算書でもわかるとおり修繕料が1,000万円になっております。そういった中で、これは釜石の広域の計画の中にもちょっと混ざってくる話になりますので、ここで判断というのは難しいんですけども、引き続き広域化ができればよろしいかと思っておりますので、その辺は関係する近隣の住田町さんはじめ高田さん含めてですね、考えていかなければならないのかなと思っております。4点目がちょっと、若干質問的にこの答えでよろしいかではありますけれども以上であります。

○議長（東堅市君） 管理者。

○管理者（戸田公明君） 私の方からも補足をさせていただきたいと思っております。4点目のごみの有料化ということでございますけれども、世の中を支える生産年齢人口の

人口割合が年々ゆっくりゆっくり低下していく社会にあります。そういうような社会の中でどうしたらいいのかということ考えた場合には、色々あるんですけども、根本的にはその生産年齢人口の方々の、何と言いましょか、生産性を、様々な工夫をして生産性を上げて税収を維持していくということが、これが基本であります。ですが、そればかりではなくて受益者負担、これを広げていくということも、範囲を広げていく、これも一つの方策になるのではないかなというふうにも考えられます。これは今すぐこうしよう、ああしようということでは、なかなかいかないんですけども、将来そういう課題がありますということを我々認識したうえで、今後、来年、再来年あるいは数年後、どういうふうにしていったらいいのかなということで、我々の課題意識の中に留めておいておきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（東堅市君） 熊谷議員。

○10 番（熊谷昭浩君） ありがとうございます。まず1点目は、再度安全管理の徹底をですね、現場もたまには見ながらですね、どういった作業が行われているのかも含めて、安全管理として分かってもらいたいなというふうに思いますし、コロナ感染の拡大防止に関しては、例えばそのステーションごとにね、全部は難しいにしても、各地域1箇所ぐらいには前に出して看板を設置しながら周知をしていく。何回もいろいろ声をかけながら出しながら看板を見せながらということでない、なかなか周知は図れない、とられないと思うので、その辺はよろしく検討をお願いしたいなというふうに思います。

あとは3つ目の高齢化の対応の仕方、あとは4点目の有料化の関係は、いわゆる関係があるんですね。今までのやり方をやはり見直しながら高齢化に対応して。財源はありませんので。そういった中でいろいろな研究をしながらやり方を工夫をしていく。それは地域の方々、市民の方々からいろんな声をもらいながら、どうあればいいのかという点をきっちりと議論を重ねながらね、そして積み上げていくという部分のやり方が必要だと思うんです。金がなくなったから有料化して同じ様な集め方をしますということではなくて、広域化という大変な課題がありますので、それをセットにどういったやり方をすればいろんなサービスが継続してできるのかというのは、やはり皆で考える必要があるというふうに思います。是非ともその課題に対してといたしますか、そういった意味で調査研究をしながらお願いしたいなというふうに思います。もしコメントがあれば、よろしくお願ひします。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それぞれ課題がございますけれども、いただきましたご意見を参考に、今後も努力して参りたいと思います。

○議長（東堅市君） そのほか。村上議員。

○9 番（村上薫君） 私の方から1点だけ、9番村上です。管理者の方からもコロナウイルスの感染防止の話がありましたが、事業の継続という点でお伺いしたいと思ひ

ます。前も弱冠触れましたが、万が一作業員にクラスターが発生した場合でも組合間の応援協定、そういうものが十分に機能するような体制になっているのか、それだけ1点お伺いいたします。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） 昨年4月以降ですね、新型コロナウイルスに係る組合の方針は立てております。何度か見直しを行いながら、感染防止策や運営等に関する対策を行っているところです。昨年9月に市内の可燃ごみ、不燃ごみの収集委託業者に参集していただきまして、ごみの収集業務における感染防止及び感染者発生時の体制等について話し合いの場をもっております。その場では感染対策の情報交換、それから感染者が出た場合の相互の支援について、可能かどうかを含めまして協議したところであります。先ほどからお話ししておりますように、3か年の収集関係の委託業務をする際には、契約の中に連帯保証人というものを付けております。ですので、その連帯保証人、いわゆる業者さんが何かあった場合には、別な業者さんがごみ収集の方をするという形で契約してございますので、業者間については何とかなるかなど。そこに今度は組合の直営での収集等もございまして、そういったケースではどうしていけばいいかなと思っていたところでございます。今、組合の方では事務所の中を二つの班に分けまして、あまり接触しない環境に努めております。万一、組合の中であった場合に、クラスター等があった場合に二つに、保健所の指導によってどうなるかちょっと分からない部分もあるんですが、一応、危険回避ということで二つに分けて、最低限収集業務の方は続けられるようにしたいなと考えております。それでも駄目な場合には民間を含めてですね、官民あげてですね、相互に協力するということのお話しもしております。それからあと加えまして24年3月、震災のあたりなんですけれども、県内の自治体間でですね、一般廃棄物処理の災害互助応援という形での協定を結んでおりまして、そちらの方でもコロナの関係でですね、有事の際に相互的に応援体制をできるということも追加で体制を整えているところでもあります。具体的には明日から集めるとなると、なかなか自治体間というのは応援も難しいのかなとは思っておりますけれども、そういった二重三重の体制をとりまして、乗り越えていければなとは思っております。以上でございます。

○議長（東堅市君） その他ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして本定例会に提出されましたすべての案件が議了いたしました。

これをもちまして令和3年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会を閉会いたし

ます。本日はたいへんご苦勞さまでした。

午後 1 時 49 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署名議員

署名議員